

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	手をつなぐ親の会補助金
補助事業等の目標	知的障害者と家族の生活を向上させ、福祉の増進を図る。 (福祉団体への運営支援)
補助事業等の対象者	知的障害者とその保護者
補助対象経費	各種講習会等生活の自立、相互の交流を行う事業に対する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、40,000 円を上限とする。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】 事業費約 5 0 万円の概ね 1 割相当の補助額で、運営資金の一部となっている。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 6 2 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 障害者福祉支援策として、3 年を超え継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正 (令和 2 年 4 月 1 日 施行)

令和 3 年 11 月 9 日 一部改正 (令和 3 年 11 月 9 日 施行)